

議 案 第 38 号

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市営自転車駐車場に普通自動二輪車の駐車を可能とすることにより、その効率的な運用を図るため。

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市自転車駐車場条例（平成8年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「自転車」を「自転車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車で、防犯登録を受けているものをいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 普通自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）のうち総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のものをいう。

第3条の見出し中「自転車」を「自転車等」に改め、同条各号列記以外の部分中「自転車」を「自転車等」に、「次の各号に掲げるもの」を「自転車、原動機付自転車及び普通自動二輪車」に改め、同条各号を削る。

第9条第1項中「自転車」を「自転車等」に改め、同条第2項中「より自転車」を「より自転車等」に改める。

別表中「原動機付自転車」の次に「及び普通自動二輪車」を加え、同表備考を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行日前の使用許可の手続）

2 市長は、施行日前においても、この条例による改正後の松戸市自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項本文及び別表の規定の例により、改正後の条例第2条の2第3号の普通自動二輪車に対する施行日以後の期間に係る自転車駐車場の定期使用を許可し、使用料を徴収することができる。